

## 平成26年第3回紀の川市議会定例会 第3日

平成26年9月3日（水曜日） 開 議 午前 9時31分

散 会 午前10時30分

### ◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

### ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

### ○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

### ○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

### ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

### ○議会事務局職員

事務局長 城山義弘 議事調査課長 中野朋哉

議事調査課課長補佐 田 中 啓 吾      議事調査課係長 藤 田 郁 也

---

（開議 午前 9時31分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

---

○議長（高田英亮君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、6番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） おはようございます。

6番、ただいま議長の許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問いたします。

今回、防災対策について、お伺いします。

この夏、豪雨に伴う広島県の土砂災害では、多くの犠牲者が出ました。九州・近畿・北海道・関東北部などでは、豪雨や激しい落雷に加え、震度3を超える地震が各地で発生しました。また、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が予測され、8月26日には日本海の地震・津波想定が発表されました。温暖化の影響から、近年気象条件がより複雑化しており、気象の変化を読み切れないことは明らかです。いざ災害が発生し、避難所に行ったとき、安心して避難できることが大切です。

昨日、同僚議員からの一般質問と重複することもあるかもしれませんが、違う観点から質問いたします。

まず、1点目に、備蓄倉庫の点検について、お伺いします。

設置場所と倉庫の大きさはどのくらいでしょうか。また、災害時用の備蓄品ですが、食品の賞味期限の点検方法や安全性は保たれているのでしょうか。また、身体に支障を持った方が避難所に行ったとき、「ベッドがないのでトイレまで行くのに大変」と、切実なる声も聞きました。簡易ベッドは用意できるのでしょうか。

2点目の質問ですが、地域防災訓練について、お伺いします。

女性の視点を活用し、積極的に防災に関して語る上で、まず私自身、防災知識をみずから身につけようと思い、この7月に防災士の資格を取得しました。その中で、女性の視点から見た防災訓練の改善点が何点か浮かび上がってきました。

まず、防災訓練について、本市の職員を対象とした災害対応の訓練の状況と地域の防災訓練、防災会議の状況について。また、小・中学校では、具体的に防災訓練はどのように行われていますか。

この2点について、お伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

総務部から、大谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災対策における備蓄倉庫の状況についてですが、現在、災害用備蓄倉庫は、全部で市内39カ所ございます。地区ごとの内訳は、打田地区に5カ所、粉河地区に11カ所、那賀地区に5カ所、桃山地区に11カ所、貴志川地区に7カ所を設置し、その中で、学校施設には7カ所を設置してございます。

広さは備蓄倉庫によってさまざまですが、コンテナタイプのもので約8.6平方メートル、倉庫タイプでは約9.4平方メートルのものと約13.6平方メートルのものがあり、旧那賀町の災害備蓄庫は2階建て、延べ約87.4平方メートルとなっております。

備蓄している主なものは、資機材では、発電機・組み立て式トイレ・炊き出し釜・拡声器・救助工具・土のう袋・毛布などを備え、避難所内に備蓄か、またスペースがないときは、近隣の他の公共施設に備蓄をしております。

また、生活用品など多種多様にわたる物資については、関係する企業と団体と協定や覚書を締結し、確保に努めております。

備蓄食糧につきましては、本庁南別館や粉河支所東別館の2階、那賀災害備蓄倉庫、桃山きらめきセンターの地下倉庫、貴志川支所3階及び各地区の備蓄倉庫や集会所等18カ所に分散をして保管しているところでございます。

孤立のおそれのある地区には、取り急ぎ必要となる毛布や食糧などを備蓄し、それ以外の避難所においては、食糧などを集約して備蓄することにより、必要な箇所に必要な数を効率的に配布できるものと考えてございます。

続きまして、備蓄食糧の賞味期限の管理とアレルギー対策等について、お答えをさせていただきます。備蓄倉庫の定期的な点検は行っておりませんが、防災総合訓練などを実施する場合、必要な物品を一部防災倉庫などから調達するため、その都度物品の確認を行っております。また、物品が一見してわかるように、品名及び数量をしるした張り紙を倉庫内に貼付しております。

備蓄食糧の賞味期限は5年、保存水で6年となっておりますので、賞味期限の迫ったものは、市の防災総合訓練や防災ジュニアリーダー育成講座などで保存状況を確認しまして配布や試食を行い、賞味期限が過ぎたものは、その都度処分を行っております。

備蓄食糧のアレルギー対策についてですが、現在保存食の内訳は、アルファ米の五目御飯が9,200食、ワカメ御飯が2,000食、パンが6,500食、梅がゆ1,080食、白がゆ1,080食となっております。五目御飯には、原材料の一部に小麦、大豆を含んでおりますので、避難所での配布には食物アレルギーを持たれている方に配慮が必要かと考えます。また、本年度、白がゆ及び梅がゆを購入しており、アルファ米のワカメ御

飯も基本的にはアレルギー物質を含んでおらず、保存食としては合計で4,000食を超えております。今後、アレルギー物質などを考慮した備蓄食糧の購入をしていきたいと考えております。

それから、折り畳みベッド、段ボール簡易ベッドの件についてでございますが、高齢者、障害者の方にとっては寝起きがしやすい、それから疲れにくい、風邪やぜんそくにかかりにくいというメリットがございまして、先日の広島市の土砂災害でも、避難所に段ボール製の簡易ベッドが使用されております。平成23年9月に、国から地方公共団体が避難所で使用する物品に簡易ベッドが加えられましたので、段ボール会社であるレンゴー株式会社と物資の協定を結び、段ボール製簡易ベッドや仕切り段ボールの物資を要請することになっておりますので、緊急時の対応として最低限の備蓄も検討してまいりたいと考えております。

続きまして、防災訓練などの状況について、お答えをさせていただきます。

まず、市の防災総合訓練ですが、ことしで7回目の実施となります。昨年度までは、住民組織や企業、行政機関、約150団体余り、延べ8,000名の御参加をいただき、開催しており、昨年度から劇場型の訓練から転換をしまして、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練など体験型の実践的な訓練に切りかえ、実施をしております。

次に、各地域の研修や訓練としては、自治区や自主防災会、各種団体での訓練を実施しております。このような地域での訓練は、平成24年度から年々ふえております。本年度は、7月末現在で、研修会が8件、訓練が9件、ことしは貴志川町丸栖地区で約800名の参加のもと避難誘導訓練を実施したことで、参加した数がふえ、約1,600名の方が参加をされております。また、婦人防火クラブでも研修をしていただいております。昨年度11地区で230名が、粉河婦人防火クラブでございます11地区で230名の方、それから貴志川地区婦人防火クラブでは10地区、360名の参加をしていただき、市の防災総合訓練や出初め式などへも活動の一環として御参加をいただいております。

続きまして、市の職員の訓練でございますが、平成22年度から訓練を実施しております。平成22年度は、総務部で災害発生時の状況報告など情報伝達の机上訓練を行いました。平成23年度は、地域振興部を中心に避難所運営ゲームHUGというものを実施しております。平成24年度からは、特に新規採用職員を中心に各部、各課から最低1名の参加をし、本年度は油圧ジャッキやチェーンソーの使い方、ロープワーク、組み立てトイレの設営、土のうのつくり方の訓練を行っております。

また、市職員で組織しております22名による排水ポンプ車の操作員は、毎月1回は必ず操作訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、議員御質問のうち、教育部所管の分について、私のほうから答弁させていただきます。

議員御質問の学校における防災訓練の状況ですが、防災のための安全指導は、児童・生徒の地震や風水害等、発生の実態や原因・要因について理解させるとともに、これらの災害からみずからの命を守るため、必要な事柄について理解を深め、適切で的確な行動がとれるような態度や能力を身につけさせる必要がございます。そのため、紀の川市教育委員会では、平成23年度に「学校防災マニュアル」を策定してございます。そのマニュアルに基づき、各学校では地域の実情に応じた学校防災計画を策定しているところでございます。

防災訓練といたしましては、学校防災計画のもとに、各小学校では、年3回の防災訓練を道徳・特別活動・総合の時間を活用し行ってございます。また、中学校では、年2回の避難訓練を特別活動・総合の時間に行っております。

訓練内容につきましては、事前に避難訓練の趣旨を伝え、「おさない、かけない、しゃべらない、もどらない」、「おかしも」という合い言葉のもと、指導を徹底してございます。また、地震発生を想定して、出口の確保、揺れがおさまり次第、安全な避難所として定めているグラウンドや校庭などへ集合します。クラスごとに人数を確認し、学校長に報告し、避難に費やした時間を発表するとともに、学校長から避難訓練の重要さの講和を受けてございます。さらに、保護者への引き渡し訓練等を行う場合につきましては、役割分担を明確にし、「引き渡しカード」を活用し、スムーズかつ安全に引き渡しができるよう訓練に取り組んでいるところでございます。

以上で、教育部関係の答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 担当部長から御答弁をいただきましたが、1点目の大災害のときに道路やライフラインが寸断される可能性も高く、防災用品は各自ふだんからそろえておくよう心がけたいと思います。

しかし、非常時は何も持ち出すことができなかつたとしても、避難所に備蓄している保存食を安心して食べられるよう、またアレルギー体質の方用として、市では今の白がゆと梅がゆをそろえているようですが、アレルギーには何種類もあります。一步間違えれば、命を落としかねません。避難してきて事故にならないよう、赤ちゃんのためにもまた粉ミルクなど、アレルギー物質が含まれていないものに順次切りかえていくべきだと思います。

また、支給された毛布の点検はされているのでしょうか。いざというときに、カビ臭いということがないよう衛生管理もしっかり行っていく必要があります。

2点目の学校での防災教育ですが、東日本大震災は大津波によって2万人近く犠牲者を出す大惨事となりました。しかし、釜石市の児童・生徒約3,000人は、みずからの主体的な判断・行動をもって生き抜きました。群馬大学の片田敏孝教授のもと、避難3原則、1、想定にとらわれるな、2、その状況下で最善を尽くせ、3、率先避難者たれとあります。

防災教育が最も重要で、防災教育の目的は、教育を受けた子ども世代がやがて大人になり、再び次の世代に育んでもらう課程で意識の高い市民となります。小学校高学年から授業の中に、「DIG」と呼ばれる図上訓練を取り入れてはどうでしょうか。先日も、9月の広報にも掲載されていましたが、防災ジュニアリーダー育成講座にも訓練していました。これは、例えば市内の地図を使い、グループごとに分かれ、みんなで話し合いながら災害発生後の地域の被害状況や対応を予想することで地域の防災力を高め、被害を軽減するために有効な対策をみずから築くようにする演習手法です。

この2点について、再度御答弁をお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、アレルギー対策としての食糧の投入についてでございますが、乳アレルギーのお持ちの赤ちゃんにとって命にかかわりますので、緊急時を想定してアレルギー用ミルクなど離乳食を含めまして、一定量の備蓄を進めるように検討してまいりたいと思います。また、卵アレルギー等に対応した食品もございますので、食糧の備蓄を進める上で、今後十分配慮してまいりたいと思います。

ただ、一口にアレルギー対策といいましても、小麦、大豆、卵、そばや甲殻類など、非常に多岐にわたりますので、各個人の御事情に緻密に対応することは困難でありますので、自助の観点からもアレルギーをお持ちの各御家庭において、命にかかわることありますので、計画的な備蓄をしていただくようお願いをするとともに、その啓発も進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

それから、続きまして、毛布の点検についてでございますが、備蓄物資の毛布につきましては、毛布は一枚一枚真空パックをしております。避難所では、一度使用した毛布はクリーニングをして、避難所で再使用することはなく、自主防災組織の訓練とか救命講習会などで活用するようにしてございまして、避難所では新品の毛布のみ使用しているところでございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（自席） ただいまの大谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

学校での災害図上訓練を取り入れられないかという御質問でございます。

紀の川市教育委員会では、先ほども御答弁させていただきました「学校防災マニュアル」にも、生徒参加型の防災教育として、中学校における指導内容としてその活用を示してございます。しかし、現在、なかなか取り入れられていないというのが現状でございます。議員のお話にもありましたように、地域の地図の上に災害の想定をするわけなんですけれども、その地域によりさまざまな災害が想定されます。

そこで、危険な箇所を地図に書き込むことによりまして、児童・生徒がみずからその地域の災害の種類によって変わる安全な避難ルートが確認できると考えてございます。このことにより、まず災害からみずからの命を守ることができるようになるということ、有効な防災教育の手段だと考えてございます。

災害図上訓練につきましては、初級編から上級編までございまして、それぞれの発達段階に応じて、それぞれのレベルのものを取り入れられたらなと考えてございます。今後、学校にも機会を見つけ指導してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

本市の防災会議の女性委員は3名ですが、災害時の避難所での困り事について、男女でかなり異なる御意見があります。多くの方が、よりストレスを少なく過ごしてもらえよう運営側として防災会議に女性をもっとふやし、あらゆる分野から、現在は三役以外にも町内会の女性役員とか保健師さん、栄養士さんなど、また公募による方も含め、現在は防災会議には女性は11.1%の3名ですけれども、20%ぐらいはふやすべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 防災委員といえますか、会議の関係で、大谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

女性をお願いしている方が非常に少ないと、20%ぐらいというふうな御質問でございます。もちろん、女性の方にいろいろとお願いしなければならない、その緊急の場合、細々とあるわけでありまして、これらを20%といわず、もっと30%も出てもらえるようなそういう組織にしていけたらなと、このように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、7番 石脇順治君の一般質問を許可します。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しが得られましたので、通告書に従いまして、一般質問をいたします。

私は、今回、農業問題について、特に農業移住者施策の推進という点で、質問いたします。

私は、常日ごろから、市町村の力、活力、勢いをあらわすのは、究極人口だと思っております。人口増加対策に対し、紀の川市もいろいろな施策を実施していただいております。そんな中、紀の川市の人口増加対策プランを見させていただきますと、空き家・農

地人材情報バンク事業というのが載ってございます。

事業内容につきましては、「U・J・Iターン希望者に対して、市内の空き家情報、休耕地情報、人材情報を合わせて提供するシステムを実施する」とございます。実施期間は、短期で2年となっておりました。担当部局に聞きますと、昨年で事業終了したとのことですが、そこで質問いたしますが、この調査結果を踏まえて、情報整理や分析内容を今後どのように活用していくのか、お答え願いたいと思います。

次に、紀の川市では、いろいろな就農相談を受けていると思いますが、農業移住者や就農希望者に対しどんな施策があるかと思っておりましたところ、本年6月の広報紀の川に、青年就農給付金制度が掲載されておりました。どんな制度かと申しますと、経営の不安定な就農初期の青年就農者を対象とした経営が安定するまでの支援で、年額150万円給付で、最長5年間とありました。大変いい制度だなと思いつつ、支援要件を見ますと、7項目ほどございましたが、かなり要件が厳しく、大変だなと思ったところですが、この制度はじめ、紀の川市や県が実施している農業推進や就農援助にかかわる事業の現状について、お答え願いたいと思います。

次に、私の一般質問の本意でございますが、農業移住者施策の推進をするにはまず何か、それは空き家・空き農地情報バンク制度の創設だと考えてございます。さきに実施した情報バンク事業をもとに、再度、今後経営が困難になると見込まれる農家や農業倉庫・農機具などの農業資源の発掘に向けて取り組んでいただき、その情報を集約することにより制度創設をし、全国にいるであろう農業移住を考えている方々に情報発信をしてはどうかと考えてございます。この制度創設に向けてという質問に対し、答弁願います。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

石協議員の農業問題、農業移住者施策の推進についての御質問に答弁をいたします。

農業を取り巻く環境は、就農者の高齢化や担い手不足といった課題に加え、長期にわたる農産物価格の低迷などで大変厳しい状況にございます。農業立市と言われる本市におきましても、耕作放棄地の増加や農家住宅の空き家が市内随所で見られ、集落や農業生産環境に悪影響をもたらす事態にも発展してございます。

こうした事態を踏まえ、また市の人口が減少に転じている対策事業として、空き家になった農家住宅を新規就農者に賃貸・売却できるシステムを構築する「空き家・農地・人材バンク事業」を立ち上げ、農業の活性化や農地の流動化、耕作放棄地の解消につなげていくことを目的に、平成23年度から3カ年事業に着手したところでございます。

まず、平成23年度は、農業委員会の協力をいただきまして、所在地・空き家の状況・所有者の確認・賃貸の可能性の4項目の調査を実施し、これら調査内容をベースに平成24年度、平成25年度におきまして、農地利用集積円滑化団体でございますJA紀の里に

詳細な空き家情報の整理をお願いし、加えて農地利用権設定のあっせんと空き家の相談業務をセットで行ってきたところでございます。

結果といたしまして、空き家件数133件、このうち所在地・所有者等が明確な家屋は57件で、特にその中でも農作業設備が整い、農家住宅として適している空き家は7件ございましたが、所有者の意向等によりまして、賃貸借契約が成立した件数は1件にとどまっております。

データ化しているリストには、少し手を加えれば活用できる物件もあります。所有者の賃貸・売却等の意向や考え方も伺いながら、また個人情報にも十分配慮し、協力を願えるのであれば、こうした情報を新規参入の就農者へ提供するとともに、都市交流の場や就農研修施設などにも利用できないかなど、他の活用方法も検討しながら引き続き推進をしてみたいと考えてございます。

続きまして、今後の農業推進や就農支援にかかわる事業の現状につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、新規就農者の状況でございますが、平成25年度では、農家出身で他産業を離職して就農した者8名、非農家出身で就農した者14名、農業生産法人等への就農者3名、合わせて25名となっております。新規就農者は、就農支援センターや農業大学校社会人課程で研究を積んでこられた方、また市内の農家や事業所、あるいは実家で栽培方法や営農の知識を習得された方が大半を占めてございます。また、傾向的には、農家出身の就農者の栽培主要部門は果樹、非農家出身の就農者は露地野菜を中心とする営農内容となっております。

次に、国の制度でございます「青年就農給付金（経営開始型）」につきましては、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援するものでございまして、年間150万円を最長5年間支給する制度であります。制度の採択は、45歳未満の独立・自営就農者であり、農業経営者となることに強い意欲を有していることが重要でございまして、加えて議員も申されたように、多くの採択要件をクリアせねばならない非常にハードルが高い制度と言えます。特に、親元就農の場合は、新規参入者と同等の経営リスク、例えば新たな作物の導入、経営の多角化等の方針も求められ、単なる農業後継者ではこの制度の対象にはならない非常に難しい現状となっております。

面接審査は、国の要件を全て満たしており、かつ市の方針として、自分の農業だけでなく地域に溶け込み、地域農業に貢献が見込まれるかなども含め、経営開始計画等の聞き取りを行い、6名の審査委員で可否を決定しております。

平成25年度末での給付承認者数は、夫婦一組を含む17名で、毎年2回の就農状況報告書の提出と現地確認を実施して、営農状況の把握と事業の適切な執行に努めているところでございます。さらに、就農指導として、アグリビギナー研修会や新規就農者間の情報交換など、新規就農者のネットワーク活動の取り組みについても支援を行っているところでございます。

次に、就農支援資金の活用状況ですが、新たに農業を始めようとする青年等認定就農者に対し、経営を開始する際の施設の設置、機械購入等に必要な資金を県が無利子で融資し、就農を支援するものでございます。

借り受け状況は、平成21年度で5件、1,629万円、平成22年度で3件、1,553万円、平成23年度で3件、472万円、平成24年度からは、青年就農給付金を活用しているため、申し込みがないというような状況でございます。

次に、農業経営合理化推進事業の実績と現状でございますが、認定農業者の支援として、経営の規模拡大等に必要な農機具の購入に対しまして、市独自で実施しております。平成25年度では36件、248万円の補助金を交付してございます。

その他、認定農業者等への支援施策として、利用権設定に係る農地流動化奨励事業や和歌山版果樹産地づくりステップアップ事業、新ステップアップ支援事業も実施しており、さらに国の制度である経営体育成支援事業で、農業者が計画した生活目標の達成に必要な農機具の購入や重大な気象災害が発生した場合に、当該被害の状況等を総合的に判断し、農産物の生産に必要な施設等の再建を支援するための事業も積極的に活用しているところでございます。

また、本年度新たに国の制度として、農地中間管理機構制度が始まりました。農地を貸したい方から機構が中間的に借り上げ、管理しながら、新規就農者や規模を拡大したい担い手農家への農地の貸し借りを進める制度で、現在、県農業公社が機構を設立し、市、農業委員会、JA等の関係機関が連携して取り組みを進めてございます。

以上、農業推進や就農支援についての施策を申し上げました。厳しい市の財政状況でございますが、まだまだ紀の川市の農業を元気にする市独自の支援施策が必要と考えてございます。国・県だけの支援では限度がございまして、そのためにも新規就農者との意見や要望を反映できる施策の制度化にも鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、就農者の高齢化や後継者不足が進む一方で、紀の川市を就農地として希望する新規参入者や後継者として就農する者も多く見受けられます。この若い農業を志す新規就農者や後継者の育成は、地域農業の活性化を図る観点からも重要課題として取り組んでいかなければならないと考えてございます。

議員から御提案をいただきました空き家（農家）・空き農地情報バンク事業の創設については、今後事業を進める農地中間管理機構制度により、リタイアする農家などの農地の貸し手と就農や規模拡大を希望する借り手の登録により、空き農地の情報は把握できるものと考えてございます。その情報をもとに、近隣に存在する空き家情報をリンクさせ、連携して取り組むことにより、就農支援体制がより充実したものになると考えてございます。

さらなる空き農家住宅や付随する倉庫・農機具等の情報把握に努めるべく、新たな制度構築も視野に入れ、取り組みの方向性を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 我が紀の川市は、気候も温暖で、「ふるふる娘」にもあらわされていますように、全国有数の果樹生産市でございます。空き家・空き農地情報バンク制度により、他府県の就農意欲のある方から見て、空き農家・空き農地があれば、それを購入したり借りたりすれば農業を始められると思ってもらえるような優しいイメージの紀の川市を目指したものであります。

今回の質問は、小さなことからコツコツと地道に長く続ける行政施策もよいのではと考えて、一般質問いたしました。

また、先ほど部長の答弁にもございましたが、親元就農ということで、情報バンク制度創設を今回推進ということでさせていただいておりますが、農業移住者ばかりでなく、もう一点理由がございます。市内の就農意欲のある方に、私のところもそうですが、以前は子どもさんが二人以上あれば、「新宅」という表現ですか、「分家」という表現でございますか、そういう親御さんがもう少し田畑があれば、また借りることができるならば、分家もできるのになという思いもあると思います。こういうときに、情報バンク制度を活用できるのはと考えた次第でございます。

先ほどの部長の答弁の最後に、「さらなる空き農家住宅の情報把握に努めるべくと考えております」とのことでした。手探りの部分が多い、多々あると思いますが、そういう答弁もいたし方ないかなと解釈してございます。

再質問として、今が埋もれる前の農業資源を持つ農業経営の困難な農家の相談を受けるべきではないかと考えてございます。その点について、再度答弁願います。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 議員の再質問に御答弁をさせていただきます。

今後の就農状況であります。就農者の高齢化と担い手不足により、残念ながら離農世帯の増加がさらに加速するものと予想してございます。1回目の答弁と重複をいたしますが、農業経営の継続が困難になってきた方々の農家住宅を新たな就農者へうまく引き継げる施策を立ち上げるべき時期と、今考えてございます。

議員が言われる空き家農家住宅の発掘の取り組みも参考にさせていただきながら、他の市町村で実施している制度も研究し、関係機関とも協議・情報交換を重ねながら方策等を見出してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔石脇議員「はい」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、10番 坂本康隆君の一般質問を許可します。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、資源ごみについての質問をさせていただきます。

本市は、合併以来、各町ごとにごみの処理を行ってまいりました。現在、統一した形の中でごみの分別・収集・処理を行っております。まだ一部の地域では、ごみ出しについての改善はされていない地域もあると聞いております。

生活環境や公衆衛生の向上を図るための、適正に処理をすることを目的に、廃棄物発生の抑制・再利用、またリサイクル効果の促進に日々努められておられると聞いております。一般ごみ廃棄物の問題や課題もまだまだ少なくありません。旧町より稼働している老朽化した処理施設の改善のため、新しい処理施設である紀の海広域ごみ処理施設が、平成27年度完成、稼働に向けて現在着々と建設工事が進められております。

そこで、お尋ねをいたします。資源ごみについて、資源ごみ収集の状況と推移はどうか。リサイクル効果等の現状と資源ごみ持ち去り防止対策をどう考えているのか、御質問いたします。

特に、最近目立っていることは、地域の方々からお話がございますが、道端や道路に集積ごみを排出しておりますと、早朝、車に乗った誰かわからない方が、古紙や空き缶、段ボール等を持ち去って資源がなくなっている、そういう近所の方が気がついて、慌てて呼びとめ、注意をすることが多々旧那賀町以外でも、貴志川でも、桃山でも、各町でそういう事象が起こっておるように聞いております。そのときに、注意した言葉には、「紀の川市にはそういう条例がないんやから、道端に置いているものは誰のもんでもないん違うか」というような言葉を発して、急いで車に乗って、その資源ごみを持って逃げていくように去っていく、そういうことが起こっております。そこで、市民の方が警察や市の担当課に通報するんですが、なかなかいろいろと問題があって、そのごみの所在とかきっちりした明示がないと確認できないということに、そのまま現在に至っております。

そこで、私はこの紀の川市の持ち去り禁止条例を制定して、抑止・防止対策を図っていけば、少しは改善されるのと違うかな、そんなに思います。そこで、市の考えをお答えをお願いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、坂本議員からの御質問にお答えをいたします。

ごみの処理方法につきましては、旧町でそれぞれ異なっておりました関係で、平成18年10月から統一して分別収集処理を行っているところでございます。

昨年度、市が受け入れたごみの総量1万8,509トンに対しまして、再資源化できた

ごみは2,855トンで、リサイクル率は15.4%で、御指摘のように売却によって収入を得ることのできるスチール缶、アルミ缶、古紙類につきましては、年々収集量が減少しております。

スチール缶は、平成19年度に221トンであった処理量が、毎年20トン前後減少し、昨年度の処理量は約79トン、次に、アルミ缶は、同じく平成19年度に64トンの処理量であったものが、昨年度は約28トンと半減してございます。また古紙類も、平成19年度605トンが、昨年度446トンとなっております。

資源全体の売却料では、平成19年度に3,010万円ありました収入が、昨年度は1,964万円となっております。

こうした資源ごみは、各家庭で分別していただき、地域ごとの収集日にごみ集積場へ出していただいたものですが、換金することを目的に日常的に持ち去られており、収集量が減少する主な要因であると想定できるところでございます。

巡回パトロールも実施しておりますが、議員御指摘のように、「市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例」には、資源ごみの持ち去り行為を禁止し、違反者に対して罰則を適用する記述がないため、持ち去り行為を発見し、指導しても、やめさせるだけの強制力がなく、パトロールの対応に限界があるのが現状でございます。

こうした問題を解決するためには、この条例を改正して、持ち去り行為を禁止する条文を盛り込む必要がありますので、今後は条例改正に向けて関係機関との協議を行い、できるだけ早い時期に条例の改正案を議会へ上程させていただきたく、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、条例改正以後は、その効果を最大限に発揮させる対策として、市へ収集を委託した資源ごみであることの表示やごみ集積施設の明確化及び警告等の表示、啓発を視野に入れたパトロールなどを実施してまいりたいと考えてございますので、御理解よろしく願います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） 今、部長からいろいろと資源ごみの合併後の状況をお知らせいただきました。だんだん、当初は221トンという巨大なスチール缶、あるいはアルミ缶等々があったということで、現在年々減ってきている、そういう状況で、これはどういう原因でそんなに極端に減っているのかどうか、古紙を持ち去られるのが原因か、景気が悪いのか、いろいろと要因があると思います。

また、その売却効果といたしましての売却料は、3,000万円からの雑収入があったのが、現在は約2,000万円ぐらい、そういう状況の中で、先ほど言っている持ち去り禁止条例、これが紀の川市にはないので、これをきちっと条例を制定し、和歌山市やと岩出市にもこの条例は制定されております。まだまだ隣の岩出市は、もしあったら罰金20万円という厳罰な条例をつくっておられます。

紀の川市もそういうような近隣に例を倣って、早急にこういう条例を制定し、いろんな問題を、それが全部解決するとは言いませんけれども、抑止できるんじゃないかな、そういうことで、先ほどから減収されている費用もかなり増収になってくると違うかなと。そんなことで、部長に、「近いうちにこの条例を上程する」とお答えをいただいておりますが、もう一度確認をいたします。「近いうち」というのは、この12月議会、あるいは3月議会に上程して、平成27年4月1日ぐらいから、早い時期に期日を決めて実施していくと理解してもよろしいのか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

条例の制定時期でございますけれども、何分、罰則規定を設ける関係から、他の関係機関と協議が必要でございますので、「できるだけ早い時期」と申しましたけれども、早くて3月議会になろうかと思っておりますので、その点、よろしくお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） ただいま、前向きに部長もこのことについて一生懸命取り組んでいただいて、平成27年度の3月から実施できるようにという、はっきりしたお言葉をいただきました。

そういうことの中で、今度市長さんにいろいろとこの問題、また地域の方がトラブル起こって、傷害事件とかいろいろなことが起こった後で条例を改正するというのはどうかと思っておりますので、このことについて市長さんのお考えがございましたら、少し聞かせていただきたいな、そんなに思います。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 坂本議員の御心配をいただいております資源ごみの持ち去り行為の条例等々を早く決めて、そういうことのないように、せっかく市民の皆さん方が分別して、日を決めてお出しいただいている。私も、その軽トラでタイヤで囲って集積場所からそれを持ち出している現場をつぶさにぶち当たりました。何か言ってやろうかなと思ったんですが、拘束力もないし、そのまま通り去った経過があるわなんですけど、これでは市民の皆さん方がせっかく好意的に分別して、少しでも市の処理費の軽減につながるお金にしたいという御協力をいただいておりますから、先ほど市民部長が申し上げたように、早い時期に、まあ3月になろうということではありますが、早い時期にこれらを制定して、市民の協力いただいていることを無にならないように努めていくのが我々の務めだと、そう思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げたいと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、坂本康隆君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会します。

なお、議案精査のため、あすは休会とし、5日金曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時30分）